

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点等		第一審		控訴審		上告審			
届主税目等	原告等	被告等	争点	裁判所	事件番号	判決年月日	判決日等	結果	控訴人	判決日等	結果
名古屋	相続税	国(昭和税務署長)	本件特約の価額を、財産評価基本通達が定める方法以外の方法により評価した本件各更正処分は、違法か否か(財産評価基本通達61により評価することの適否)	東京地方38		R4.8.2					
東京	相続税	国(高沢税務署長)	(1)代償分割の方法により法定相続分の割合で遺産分割が行われた場合に、当該割合に応じて相続税額を計算すべきか否か。 (2)相続税法基本通達11の2-10の適用方法について	東京地方2		R4.8.3	R6.5.23	棄却	東京高等7	R6.9.10	相手側
東京	所得税(源泉)	国(本所税務署長)	(1)平成29年11月、平成30年11月及び同年12月の3回にわたり新外相手例元理事長名義の口座に振り込まれた金員は、相手側から訴外相手例元理事長に対する給与に該当するか否か。 (2)相手側に、国税通則法88条3項に規定する職被又は重課の事実があったと認められるか否か。本件消費税更正等各処分の適法性	東京地方3		R4.8.17	R7.8.6	棄却			
福岡	消費税	国(久留米税務署長)	①消費税法施行規則5条の合憲性及び適法性 ②本件送付取引が本邦からの輸出として行われる項下の課税(消費税法7条1項1号)に該当するか否か ③本件各処分の前提となる税務調査手続に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か ④本件各処分に係る理由附記が違法であるか否か	福岡地方1		R4.8.22	R6.6.5	棄却	福岡高等1	R6.6.18	相手側
広島	所得税	国(岡山東税務署長)	原告の本件年分の所得金額の計算上、遺贈保証債務により差し押さえられた給与の端を雑収入金額から差し引くべきか否か (本人訴訟)	東京地方38		R4.9.5	R5.8.1	棄却	東京高等8	R5.8.20	相手側
大阪	相続税	国(伏見税務署長)	本件更正処分における理由の提示は、行政手続法14条1項本文が要求する理由の提示として不備があるか否か	京都地方3		R4.9.13	R6.9.26	棄却	大阪高等14	R6.10.9	相手側
大阪	所得税	国(伏見税務署長)	1 本件信託は、本件被相続人を受託者として設定されたものであるか否か 2 本件信託が本件被相続人を受託者として設定されたものである場合、本件被相続人の受益割合はいくらか 3 納税者が本件被相続人の受益割合に係る利益を取得したことは、贈与に当たるか否か(相続税)	大阪地方7		R4.9.15	R7.4.17	棄却	大阪高等5	R7.5.1	相手側
札幌	法人税	国(小樽税務署長)	原告の所有する土地の譲渡に係る収益の計上時期(引渡しの日)はいつか(消費税)	札幌地方2		R4.9.16	R6.2.5	棄却	札幌高等2	R6.2.19	相手側
東京	所得税	国(麻布税務署長)	(1)多額の米園ドル預金を保有する相手側が、米園ドルの借入れを行って米園ドル建て不動産を取得した取引によって、相手側に為替差益に係る所得が発生し、実現したといえるか否か。 (2)上記(1)の取引における米園ドルの取得時の円換算額は、総平均法に準ずる方法(国債主義)又は個別法(相手側主義)のいずれの方法を用いて算定することが合理的であるか。	東京地方3		R4.9.16	R7.2.5	棄却	東京高等23	R7.2.18	相手側
東京	所得税	国(千歳南税務署長)	相手側が処分当時(理事長を務めていた2つの学校法人から関連法人を介して相手側)に資金された各金員は、相手側に対する当該学校法人からの給与等(賞与)に該当するか否か。	東京地方38		R4.9.21	R7.8.8	棄却	東京高等21	R7.8.13	相手側
岡山	所得税	国(春日部税務署長)	保有する暗号資産等を他の暗号資産等に交換した際に生じた損益が課税対象となるか否か。	東京地方51		R4.9.27	R7.6.3	棄却			
東京	相続税	国(杉並税務署長)	相続人が承継した債務のうち、相続開始時において、近い将来に裁判上の和解に基づき免除される可能性が高かった債務が、相続税法14条1項に規定する「税務と認められるもの」に該当するか否か。	東京地方2		R4.10.18	R8.11.28	棄却	東京高等23	R8.12.12	相手側
福岡	国賠	国	①税務署長が更正処分等を行うにあたり職上の注意義務を怠っていたか(違法性) ②取消訴訟を経ないでなされた国家賠償において本税額及び附帯税相当額は損害(損害)損害(損害)税務調査により原告は精神的苦痛を被ったか(損害及び因果関係) (請求金額:4160千円、差執行費あり)	福岡地方8		R4.10.27	R6.11.20	棄却	福岡高等2	R6.12.3	相手側

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審		控訴審		上訴審								
裁判所	主税目等	原告等	被告等	争点	審判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果	控訴人	控訴年月日	判決日等	結果	上訴人	上訴年月日	判決日等	結果
名古屋	所得税(源泉)	課(千種税務署長)	原告は、本件源泉所得税等を徴収し納付すべき義務があるか否か。原告が本件源泉所得税等を法定納期までに納付しなかったことについて、通則法67第1項ただし書きに規定する「正当な理由」があると認められるか否か。本件相続人が本件合資会社を死亡退職したことにより、本件被相続人において、みなし配当が認められるか否か。	29/10	1	辻主任税務官 竹田達副官 吉金美査査官	名古屋地方9	R4.11.22 R6.2.22	棄却	名古屋高等2	R6.3.6	R6.9.12	棄却	最高三小	R6.9.20	R7.10.1	棄却
名古屋	所得税	課(千種税務署長)	原告らが、本件みなし配当所得を申告しなかったことについて、通則法65第4項1号に規定する「正当な理由」があると認められるか否か。	28	1	辻主任税務官 竹田達副官 吉金美査査官	名古屋地方9	R4.11.22 R6.2.22	棄却	名古屋高等2	R6.3.6	R6.9.12	棄却	最高三小	R6.9.20	R7.10.1	棄却
名古屋	相続税	課(千種税務署長)	本件相続税の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の価額は、本件各同意に基づき、等分とすべきか否か。	28	1	辻主任税務官 竹田達副官 吉金美査査官	名古屋地方9	R4.11.22 R6.2.22	棄却	名古屋高等2	R6.3.6	R6.9.12	棄却	最高三小	R6.9.20	R7.10.1	棄却
大阪	消費税	課(南船場税務署長)	1 本件支出額は、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か 2 本件消費税等更正処分により附記の不備があるか否か 3 本件の調査に処分が取り消されるべき違法事由があるか否か	27/12	3	福田松務官 川上実査査官	大阪地方2	R4.11.24 R7.5.23	棄却								
東京	相続税	課(川崎西税務署長)	被相続人が訴外会社に対して有していた原状回復請求権は、相続開始時において、評価通達205が定められるとき「に」該当するものであるか否か。	28	1	森田松務官 佐野実査査官	東京地方2	R4.12.6 R6.12.5	棄却	東京高等24	R6.12.19	R7.7.16	棄却	最高二小	R7.7.31		相手側
大阪	所得税	課(尼崎税務署長)	1 本件各更正処分等は、国税通則法24条に規定する調査を欠いた違法なものか否か 2 本件調査に係る調査結果の内容説明に手続違反の違法があるか否か 3 本件各支出額のうち、本件各年分の不動産所得の必要経費として認められるべき金額はいくらか	27~29	1	友田松務官 徳山総括主査 池谷実査査官 久保実査査官	神戸地方2	R4.12.14									
東京	法人税	課(西新井税務署長)	役員に対して支給した給与は、事前確定届出給与に該当するか否か。	2/6	1	相川松務官 須島実査査官	東京地方5	R4.12.26 R6.2.21	棄却	東京高等9	R6.3.8	R6.10.2	棄却	最高三小	R6.10.17	R7.9.3	不受理
大阪	所得税(課徴)	課(東山税務署長)	1 本件各処分等の理由の不備があるか否か 2 本件所得税等に係る課徴所得の金額の計算において、総収入金額に計上すべき本件各土地の課徴に課する収入金額はいくらか	28	1	村上一(一)松務官 牧瀬総括主査 川上実査査官 西田実査査官	大阪地方2	R4.12.21 R7.1.17	棄却	大阪高等7	R7.1.24						
東京	所得税(源泉)	課(日本橋税務署長)	(1) 相手側に当該経済的利益に係る源泉徴収義務が生じていたか否か。具体的には、相手側が本件代表者から個人に対する貸付金の返済を受けたとして「短期貸付金」勘定を減額する経理処理をしたことは、相手側が本件代表者に対し貸付金の返済を免除するもので、本件代表者に経済的利益を供与するものといえるか否か。 (2) 相手側が上記減額処理を行ったことは、重加算税の課徴を規定した国税通則法88条3項の「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかった」ことに該当するか否か。(本人自認)	28/8.11 29/2.3.5. 5、30/1 3.6.9.11. 12、 31/3、元 /5.6	2	山崎松務官 中前実査査官	東京地方2	R4.12.21 R6.11.7	却下 棄却	東京高等11	R6.11.19	R7.6.25	棄却	最高三小	R7.7.7		相手側
金沢	国賠	国	国の対応に違法があったとして、被告は国家賠償法1条1項の損害賠償が認められるか否か。(請求金4,892千円、仮執行宣言あり)	-	1	島田主任税務官 中村松務官 細田実査査官	東京地方26	R4.12.28 R7.7.9	棄却	東京高等11	R7.7.29						
大阪	法人税	課(東住吉税務署長)	1 本件差額は、法人税法37条1項に規定する寄附金の額に該当するか否か 2 本件売上雑損は、消費税法38条1項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に該当するか否か(消費税)	28/3~ 31/3	3	小磯松務官 一橋総括主査 菅野実査査官	東京地方38	R4.12.28 R7.3.11	棄却	東京高等11	R7.3.24	R7.10.8	棄却	最高三小	R7.10.20		相手側
大阪	法人税	課(城東税務署長)	1 本件各仕入れに係る費用は、原告会社の損金に算入されるか否か 2 本件各仕入れに係る支出は、原告会社の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されるか否か(消費税)	21/3~ 2/10	1	溝松務官	神戸地方2	R5.1.4 R6.3.14	却下 棄却	大阪高等12	R6.3.23	R6.12.13	棄却	最高一小	R6.12.21	R7.9.8	棄却
福岡	相続税	課(久留米税務署長)	会社が保有する相続財産の株式に係る医療法人の持分の評価	30	1	福田松務官 菊元実査査官	福岡地方1	R5.1.12 R6.11.13	棄却	福岡高等1	R6.11.29	R7.6.26	棄却				

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点		第一審		控訴審		上訴審																	
国	主税目等	報告等	被告等	経過	争点要旨	裁判年度	処分	担当官	裁判所	事件番号	現年年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	現年年月日	判決日等	結果								
東京	所得税		国(麻布税務署長)	完結	(1) 相手側の破産手続開始の決定後に破産財団に属する様式についてなされた剰余金の配当は、所得税法9条1項10号に規定する「資産の譲渡」に該当するか否か。 (2) 相手側の破産手続を行う破産管財人は、相手側に対する配当の支払について、所得税法181条1項又は租税特別措置法9条の2第2項に規定する源泉徴収義務を負うか否か。 (3) 相手側の破産手続を行う破産管財人は、相手側に対する配当に係る所得について、確定申告及び納付の義務を負うか否か。 (請求金額: 4,267,406千円、仮執行宣言請求あり)	2	1	原木松務官 井原専門官	東京地方2		R6.3.17	R6.3.7	棄却	東京高等22		R6.3.16	相手側	R6.12.4	棄却	最高三小		R6.12.12	相手側	R7.5.7	棄却	
福岡	法人税		国(久留米税務署長)	未確定	①仕入金額は過大計上されたものであるか否か ②消費税法30条7項に規定する帳簿・請求書等を保存しない場合に該当するか ③仕入金額は「隠蔽又は仮装」(通則法68条1項)に該当するか否か ④法人税法127条1項3号に規定する青色申告承認取消事由に該当するか否か ⑤通則法23条1項各号の更正の請求事由に該当するか否か ⑥欠損金の繰戻還付請求は認められるか否か(消費税)	29/2/19 ~元/5	1	田中松務官 宮崎美澄官	福岡地方1		R5.4.5	R8.3.18	棄却													
熊本	相続税		国(大分税務署)	係属	本件相続税の課税価格に算入すべき財産は、本件土地等であるか、本件売買代金請求件であるか。	30	1	朝見松務官 船岡隆彦官	大分地方1		R5.4.12															
福岡	法人税		国(博多税務署長)	完結	原告に振り込まれた金員は益金の額に算入すべきか	29/12	1	福田松務官 宮崎美澄官	福岡地方1		R9.4.18	R7.5.28	全部敗訴	福岡高等5		R7.6.10	国側	R8.1.20	全部勝訴							
福岡	法人税		国(博多税務署長)	係属	太陽光発電に係る支出の工事原価該当性	30/8	1	田中松務官 山本美澄官	福岡地方1		R5.4.18	R7.12.10	棄却	福岡高等3		R7.12.24	相手側									
閉債	控訴税		国(浦和税務署長)	完結	特定事業用宅地等である選択特例対象宅地等の面積を誤って申告したことは更正の請求の事由となるか。 ①コンサルティング料が必要経費・課税仕入れに該当するか ②寄付金控除の適用の有無 ③原告の上記①②に係る仮装、偽りその他不正の有無 ④海外法人に支払われた金員が原告の所得になるか否か ⑤ ④に係る業務委託契約について、別件訴訟で締結された裁判上の和解に基づき原告が支払うべきこととなった金員の必要経費計上時期(消費税)	30	1	高島松務官 岡田専門官 竹倉美澄官	東京地方2		R5.4.28	R6.1.25	棄却	東京高等2		R6.2.8	相手側	R7.4.16	棄却							
広島	所得税		国(福山税務署長)	未確定	①コンサルティング料が必要経費・課税仕入れに該当するか ②寄付金控除の適用の有無 ③原告の上記①②に係る仮装、偽りその他不正の有無 ④海外法人に支払われた金員が原告の所得になるか否か ⑤ ④に係る業務委託契約について、別件訴訟で締結された裁判上の和解に基づき原告が支払うべきこととなった金員の必要経費計上時期(消費税)	27~30	2	菊島松務官 赤代専門官 滝実澄官 廣澤美澄官	東京地方51		R5.5.11	R8.3.5	棄却													
東京	法人税		国(麹町税務署長事務承継者横浜中税務署長)	係属	本件における各申告は、相手側の意思に基づかず無効であるとして、当該各申告などに基づく各租税債務が存在するといえるか否か。(消費税)	29/5~ 2/5	1	山崎松務官 中前美澄官	東京地方38		R5.5.16															
東京	法人税		国(日本橋税務署長)	係属	適格合併に係る被合併法人の未処理欠損金額を相手側の欠損金額とみなして、各事業年度の損金の額に算入したことは、法人税法132条の2に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果」と認められるもの「」に該当するか否か。	27/12~ 28/12	3	大橋松務官 青木美澄官	東京地方2		R5.5.18															
東京	法人税		国(麹町税務署長)	係属	処分行政庁が取引単位営業利益法を適用して独立企業価値を算定した更正処分は適法か否か。	28/3	3	山崎松務官 加藤美澄官	東京地方38		R5.5.24															
福岡	所得税		国(小倉税務署長)	完結	原告が、確定申告にあたって株式の配当所得及び譲渡損失の各金額を含めなかったことは、通則法23条1項の更正の請求事由に該当するか否か。(法人新法)	2	1	酒井松務官 菊元美澄官	福岡地方1		R5.5.24	R6.3.27	棄却	福岡高等3		R6.4.6	相手側	R6.12.12	棄却	最高三小		R6.12.27	相手側	R7.8.25	棄却	

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審		控訴審				上告審									
審	主税目等	原告等	被告等	課税内容	担当官	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果					
東京	消費税	国(麻布税務署長事務承継者京橋税務署長)	個人	(1) 居住用賃貸物件の購入及び当該物件に対する内装等の工事に係る課税仕入れのうち、当該物件の購入から販売まで空室であった居室に対応する部分は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するものと「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。(2) 空室のある物件の買主に対する当該空室部分に係る実質相当額の支払は、当該物件の売買代金の控除引きとして、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	池内訟務官 久原実査官	東京地方3	R5.8.14	R7.1.24	棄却	東京高等3	R7.2.7	相手側	R7.7.30	棄却	最高二小	R7.8.13	相手側	R8.1.23	不受審	
福岡	消費税	国(小倉税務署長)	個人	(1) 本件課税期間において、課税事業者に該当するか否か(基準期間における課税売上額1,000万円を超えるか否か)。(2) 請求人が課税事業者として消費税等の還付申告を行ったことと、通則法68条の仮設・過徴に該当する事実があったか否か。	福田訟務官 田中実査官	福岡地方1	R5.8.19	R7.7.2	棄却	福岡高等3	R7.7.16	相手側								
東京	法人税	国(千葉東税務署長)	個人	(1) 原告の対象外国関係会社である米國ハワイ州所在のキャプティブ保険会社は、外国子会社合算税制の適用除外基準の一つである非関連者基準を満たすか否か。(2) 基準所得金額を本邦法令方式により計算することは違法か否か。(3) 本件各法人税更正処分理由付記の不備があるか否か。	相川訟務官 羽島専門官	東京地方2	R5.6.22													
東京	所得税	国(大和税務署長)	個人	(1) 相手側の国外居住親族について、所得税法84条に規定する扶養控除の適用があるか否か。(2) 本件における所得税等の更正処分は、信義則に反する違法な処分か否か。(3) 本件における所得税等の更正処分は、租税公平主義に反する違法な処分か否か。	岩崎訟務官 福田実査官	東京地方51	R5.7.3	R7.9.2	棄却	東京高等12	R7.9.17	相手側								
福岡	相続税	国(香椎税務署長)	土地	土地の評価について、財産評価基本通達の定めを適用して評価することが著しく不適当と認められる「特別な事情」があるか。	福田訟務官 菊元実査官	福岡地方1	R5.7.10	R6.11.20	棄却	福岡高等2	R6.12.3	相手側	R7.7.2	棄却						
大阪	法人税	国(姫路税務署長)	納税申告書の提出が提出された日の属する令和元年12月期の法人	1 原告会社は、本件下宿営業の売上げを享受していたか否か。 2 金地金に係る商品先物取引の差金決済、金地金の仕入れに係る各支出額及び受渡決済手数料は、消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか。 3 還付消費税額等は、その還付に係る消費税等の納税申告書が提出された日の属する令和元年12月期の法人税に係る益金の額に算入すべきか否か。 4 金地金に係る商品先物取引によって生じた損失等は、令和元年12月期の損金の額に算入されるか否か。 5 本件各更正処分等は、信義則に反して違法であるか否か。(消費税)	清訟務官 中子実査官	大阪地方7	R5.7.11	R6.11.28	却下 棄却	大阪高等3	R6.11.4	相手側	R7.7.4	棄却	最高三小	R7.7.14	相手側	R7.12.10	棄却	
札幌	法人税	国(岩見沢税務署長)	確定申告書に説明書が添付されていなくても措置法61条の2第1項の規定を適用することができるか否か。	1/12	1	札幌地方5	R5.7.26	R6.11.28	棄却	札幌高等2	R6.12.10	相手側	R7.5.23	棄却	最高三小	R7.6.5	相手側	R7.11.12	棄却	
大阪	法人税	国(南税務署長)	1 本件支出額は、原告から本件役員に対する給与等に該当するか否か。 2 本件各処分に理由附記の不備があるか否か。 3 本件の調査に処分が取り消されるべき違法事由があるか否か。(消費税、所得税)	20/12~ 30/12	2	大阪地方2	R5.7.26	R7.5.23	棄却											
札幌	国賠	国	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。(請求金額10,807千円、仮執行宣言あり)	-	1	札幌地方3	R5.8.4	R8.2.26	棄却											
札幌	国賠	国	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。(請求金額1,650千円、仮執行宣言あり)	-	1	札幌地方3	R5.8.4	R8.2.26	棄却											
札幌	国賠	国	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。(請求金額1,786千円、仮執行宣言あり)	-	1	札幌地方1	R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側	R7.11.25	棄却	最高	R7.12.9	相手側			

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	税目等	原告等	被告等	争点等	審判年度	審判部	担当官	裁判所	第一審		控訴審		上告審		結果					
									事件番号	判決年月日	事件番号	判決年月日	事件番号	判決年月日						
札幌	国賠	国	国	本件において、国賠法上の違法が認められるか否か。 (請求金額1,650千円、仮執行宣言あり) (請求先としてある貸借人との間で、用途を居住用及び事業用を問わない旨定めている建物の貸付が、消費税法別表第一第19号の「貸付に係る契約」において人の居住の用に供することが明らかにされているもの」に該当するか。	-	1	松浦松務官 堀野専門官 澤田実査官	札幌地方1	R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	R7.11.25	棄却	最高	R7.12.9	相手側	相手側	
関信	消費税	国(衛生税 事務長)	国	原告が各事業年度に計上した外注加工費及び減価償却費は、原告の損金の額に算入されるか否か 当初申告において帳簿に記載していなかった原告の新規事務所の運営資金等は、原告の損金の額に算入されるか否か (消費税)	28/12	1	深澤松務官 土屋専門官 小高実査官	東京地方38	R5.8.8	R7.1.24	棄却	東京高等8	R7.1.31	R7.7.31	棄却	最高二小	R7.8.12	相手側	相手側	
広島	法人税	国(倉敷税 務署長)	国	原告が各事業年度に計上した外注加工費及び減価償却費は、原告の損金の額に算入されるか否か 当初申告において帳簿に記載していなかった原告の新規事務所の運営資金等は、原告の損金の額に算入されるか否か (消費税)	28/4~ 2/4、 30/6~ 1/6	2	足立松務官 赤代専門官 榎本実査官 白鳥実査官	東京地方38	R5.8.18	R7.11.21	棄却									
大阪	消費税	国(姫路税 務署長)	国	本件各課税仕入れに係る本件各支出額は、原告の消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か。 (本人訴訟)	2/2~ 2/4、2/7 ~3/2	1	清松松務官 中子実査官	神戸地方2	R5.8.21	R6.12.5	却下 棄却	大阪高等6	R6.12.10	R7.7.29	棄却	最高二小	R7.8.8	相手側	R8.1.16	棄却
高松	法人税	国(松山税 務署長)	国	・本件各通知処分は、本件調査に係る調査手続の違法を理由に取り消されるべきか否か。 ・本件各通知処分の理由の提示に不備があるか否か。 ・本件各更正の請求は、通則法23条1項1号の規定による「納付すべき税額が過大であるとき」に該当する事実があったか否か。	27/3~ 31/3	1	井上松務官 白石専門官	松山地方2	R5.8.23											
東京	法人税	国(八王子 税務署長)	国	(1)原告に、国税通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (2)原告に、国税通則法70条5項に規定する「偽りその他の不正の行為」に該当する事実があったか否か。 (消費税)	29/3~ 2/3	1	沼田主任松務官 武田総括主査	東京地方2	R5.8.24	R7.8.28	棄却									
名古屋	国賠	国	国	調査担当職員が行った調査及び当該調査結果の説明に国賠法上違法となる行為があったか否か。 (請求額 3,237,820円 仮執行宣言請求なし)	-	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方4	R5.9.7	R7.1.17	棄却	名古屋高等3	R7.2.3	R7.8.29	棄却	最高一小	R7.3.4	相手側	R8.1.22	棄却
東京	法人税	国(京橋税 務署長)	国	原告に国税通則法68条1項及び2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (消費税)	26/12~ 30/12	1	大坪松務官 佐藤実査官	東京地方2	R5.9.11	R7.3.13	棄却									
東京	所得税	国(大塚津 税務署長)	国	本件各年分の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき貸金返還債務に係る遅延損害金支払費の金額はいくらか。	28~1	1	伊藤松務官 米田実査官	東京地方2	R5.9.22	R8.1.22	棄却									
大阪	所得税	国(豊能税 務署長)	国	原告のした更正の請求は、更正の請求をすることができる期間内にされたものに該当するか否か。 (本人訴訟)	29	1	増松松務官 久保実査官 指原実査官	大阪地方2	R5.10.6	R6.4.17	棄却	大阪高等5	R6.4.23	R6.11.28	棄却	最高三小	R6.12.11	相手側	R7.5.7	棄却
福岡	所得税	国(小倉税 務署長)	国	預金口座に入金された金員の所得の帰属 仮装隠蔽の事実の有無 偽りその他の不正の行為に当たるか否か 処分の理由の提示に不備 本件相続税の課税価格に計上すべき原告貸付金債権の価額は幾らか 本件相続税の課税価格に計上すべき本件会社貸付金債権の価額は幾らか 原告は、本件各金額相当額を、本件被相続人からの贈与により取得したか否か (贈与税)	20~26	2	田中松務官 福田松務官 宮崎主査	福岡地方1	R5.10.2											
名古屋	相続税	国(浜松西 税務署長)	国	本件相続税の課税価格に計上すべき本件会社貸付金債権の価額は幾らか 原告は、本件各金額相当額を、本件被相続人からの贈与により取得したか否か (贈与税)	1・27~ 30	1	小畑松務官 加藤専門官 服部実査官	東京地方2	R5.8.31	R7.6.12	棄却	東京高等17	R7.6.25	R8.1.28	棄却	東京高等17	R8.2.12	相手側	相手側	
関信	所得税	国(川崎北 区税務署長事務 承継者大宮 税務署長)	国	1 更正処分に係る理由の提示に不備があるか否か。 2 原告が区分所有するマンションの共用部分である地下1階の電気設備等が令和元年台風19号の影響により浸水の被害を受けたことについて、所得税法12条(雑損控除)1項に規定する損失の金額があるか否か。	-	1	三田村主任松務官 角本総括 土屋実査官	東京地方38	R4.7.29	R6.1.23	棄却	東京高等15	R6.1.25	R6.8.29	棄却	最高一小	R6.9.12	相手側	R7.4.24	棄却
大阪	消費税	国(龍野税 務署長)	国	消費税確定申告が過少申告になったことについて、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるか否か。	1	1	巽松務官 比嘉実査官	神戸地方2	R5.11.15	R6.9.19	棄却	大阪高等2	R6.10.2	R7.3.18	棄却					
熊本	相続税	国(都城税 務署長)	国	本件株式は、評価通達で定める評価方法によって適正な時価を選定することができないか否か。	3	1	朝見松務官 船岡実査官	東京地方3	R5.11.29	R7.4.23	棄却	東京高等12	R7.5.14	R7.11.26	棄却	東京高等12	R7.12.9	相手側	相手側	

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審									
府	主税目等	原告等	被告等	課税年度	争点等	裁判所	事件番号	更新年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	更新年月日	判決日等	結果						
広島	消費税	国(広島西務局長)	原告は、本件課税期間において、課税事業者に該当するかどうか	30	1	高松松務官 赤代専門官 井上実査官 廣澤実査官	広島地方2		R5.11.27	R7.3.17	棄却										
関信	法人税	国(北都新務局長事務承継者上尾務局長)	株式に係る繰越損失の額を本件事業年度の損金の額に算入できるか否か(株式に係る取得価額又は繰越価額には適正な価額(時価)との差額があるか否か)。	29/3	1	宮地松務官 板垣主査 山本実査官	東京地方2		R5.11.24												
東京	相続税	国(渋谷税務局長)	本件借地権の価額に相当する金額は、本件相続税の課税価格に加算されるか否か。	1	1	森田松務官 佐野実査官	東京地方2		R5.12.14	R7.1.15	棄却	東京高等10	R7.1.28	相手側	R7.6.26	棄却	最高小	R7.7.8	相手側	R8.3.5	棄却
大阪	贈与税	国(豊能税務局長)	1 本件各処分は、逆則法第25条に規定する「調査により」行われたものであるか否か 2 本件各処分の理由の提示に不備があるか 3 本件課税時期における本件各株式の「時価」(相法7)はいくらか	30	1	村上(一)松務官 川上実査官	大阪地方2		R5.12.22	R7.8.28	棄却										
東京	法人税	国(品川税務局長)	香港及び台湾に所在する相手側の外国関係会社は、外国子会社計算規則の「事業基準」を満たすか否か	29/3~3/3	3	山崎松務官 中前実査官	東京地方3		R5.12.15												
高松	所得税	国(坂出税務局長)	先物取引に係る損失について、措置法41条の15の特例が適用できるか否か。(本人訴訟)	30、2	1	小川松務官 吉本実査官	高松地方		R5.10.9	R6.12.10	棄却	高松高等4	R6.12.27	相手側	R7.8.10	棄却					
金沢	相続税	国(福井税務局長)	賃貸人として負う本件債務が「被相続人の債務で相続開始の際、現に存するもの(相続税法13条1項一尋)」に該当しないとされるか否か。	1	1	島田主任松務官 中村松務官 細田実査官	福井地方		R5.12.22	R7.11.5	全部撤回										
広島	法人税	国(広島西務局長)	米国の集団訴訟において原告団との間で成立した和解合意に基づいて原告が支払った金額は、国外関連者に対する寄附金に該当するか否か	30/3、31/3	3	加藤主任松務官 高橋松務官 足立松務官 赤代専門官 山口実査官 榎本実査官	東京地方3		R5.12.16	R7.8.10	全部撤回										
東京	法人税	国(新宿税務局長)	(1) 処分行政庁が残余利益分割法によって算定した独立企業間価値による更正処分は適法か否か。 (2) 本件の更正処分に理由付記の不備による違法があるか否か。	27/3~30/3	3	相川松務官 田川実査官	東京地方3		R5.12.27												
名古屋	国賠	国	調査担当者が行った説明に、国賠法上違法となる行為があったか否か (本人訴訟) (請求額:4,370,000円(仮執行宣言請求なし))	-	1	本井松務官 水谷実査官	名古屋地方一宮支部		R5.12.13	R7.5.13	棄却										
大阪	国賠	国	本件において、国賠法第1条第1項の損害賠償が認められるか否か (本人訴訟) (請求額:10,000,000円(仮執行宣言請求なし))	-	1	岡田松務官 伊藤実査官 土黒実査官	神戸地方2		R6.1.15	R6.9.19	棄却	大阪高等14	R6.9.26	相手側	R7.2.27	棄却	最高小	R7.3.4	相手側	R7.7.17	棄却
熊本	所得税	国(菊池税務局長)	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	27	1	矢上松務官 三島実査官	熊本地方3		R5.10.6	R7.5.21	却下撤回										
大阪	所得税	国(姫路税務局長)	1 旅館の売上げは、原告に帰属するか 2 金地金等の購入及び売却に係る取引から生ずる所得及び各差損益は、原告に帰属するか 3 海外先物取引雑所得は、措置法41の14第1項に規定する分離課税の雑所得に該当するか (原告側)	元~3 29/12、 30/12、 3/10、 11、12	1	友田松務官 徳山総括主査 木山実査官	東京地方51		R5.12.29	R7.5.27	却下棄却	東京高等11	R7.6.4	相手側	R7.12.10	却下棄却	東京高等11	R7.12.15	相手側		
仙台	所得税	国(大河原税務局長)	(1)無効確認訴訟における原告適格の有無 (2)不服申立前置(差置法違)の有効性 (3)貸付損失否認の違法性の有無	28~30	2	加藤松務官 佐藤専門官 尾崎実査官	仙台地方2		R5.12.25	R7.1.20	却下	仙台高等等1	R7.1.24	相手側	R7.9.5	棄却	最高二小	R7.8.16	相手側	R8.2.6	棄却
東京	消費税	国(東金税務局長)	(1) 本件の調査手続に、原処分を取り消すべき違法があるか否か。 (2) 相手側に対する追加算税課決定処分理由付記の不備があるか否か。 (3) 原告に通則法68条1項に規定する「隠蔽」の事実があるか否か。	27~2	1	植原松務官 秋山主査	東京地方3		R5.12.25	R7.10.29	棄却										
東京	消費税	国(東金税務局長)	(1) 本件の調査手続に、原処分を取り消すべき違法があるか否か。 (2) 相手側に対する追加算税課決定処分理由付記の不備があるか否か。 (3) 原告に通則法68条1項に規定する「隠蔽」の事実があるか否か。	28~2	1	植原松務官 秋山主査	東京地方3		R5.12.25	R7.10.29	棄却										

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	争訟事項	原告等	被告等	経過	争訟事項	課税年度	処分番号	担当官	裁判所	第一審		控訴審		上告審							
										請求内容	判決日等	結果	裁判所	請求内容	判決日等	結果	裁判所				
名古屋	相続税	国(岐阜南 信務局長)	原告が納付した本件相続税の一部について国が保持することが不当利得に当たるか否か。(本人訴訟) (請求額:657,550円 仮執行宣言請求あり)	完結		4	1	小畑松務官 長谷川専門官 服部実査官	岐阜地方2	R6.1.29	R6.9.26	棄却	名古屋高等2	R6.7.8	R6.12.12	棄却	最高三小	R6.12.16	R7.6.11	棄却	
関西	所得税	国(上尾税 務局長)	本件業務から生じた所得は、事業所得又は雑所得のいずれに該当するのか。(本人訴訟)	完結		26~2	1	宮地松務官 土屋専門官 山本実査官	さいたま地方4	R5.12.4	R6.12.13	却下	東京高等10	R6.12.23	R7.7.10	棄却	最高三小	R7.7.19	R8.2.4	不受理	
仙台	消費税	国(白河税 務局長)	(1)債務不存在確認請求における確認の利益の有無 (2)取締役に原告の申告権限があったか否か (3)本件申告は、原告の意思に基づいてなされたものか否か	未確定		28.7~ 1.7	1	前川主任松務官 佐沼松務官 佐藤専門官 渡辺実査官	福島地方1	R6.2.21	R8.2.24	棄却									
大阪	所得税	国(和田山 務局長)	原告に通則法68条1項に規定する「隠蔽し、仮装し」に該当する事実があったか否か	完結		26~29、 30、元	2	村上一(一)松務官 西田実査官	大阪地方7	R6.2.22	R7.4.24	却下	大阪高等7	R7.5.8	R7.11.28	棄却					
大阪	所得税	国(西尾税 務局長)	本件賃貸料収入のうち、原告に帰属する金額はいくらか(消費税)	完結		28~30	1	宮地松務官 徳山松務官 山本実査官 毛利実査官	大阪地方7	R6.4.17	R8.3.5	棄却									
関西	法人税	国(潮来税 務局長)	1 本件売上高は、原告に帰属する売上高であるか否か 2 本件支出金額は、交際費に該当するか否か(消費税)	係属		31/3~ 3/3	1	杉藤松務官 榎垣主査 沢屋実査官	東京地方38	R6.4.15											
名古屋	贈与税	国(昭和税 務局長)	原告が本件各譲渡人から取引相場のない株式の贈与譲渡を受けた時点において、当該株式を発行する会社に本件各借入金が存在したか否か	係属		29	1	小畑松務官 服部実査官 吉金実査官	名古屋地方9	R6.4.12	R7.11.13	棄却	名古屋高等4	R7.11.28							
熊本	法人税	国(鹿尾島 税務局長)	原告が行った本件金銭貸付けは、法人税法2条13号規定の取組事業に該当するか否か。具体的には、本件金銭貸付けが法人税法施行令5条1項3号に規定する金銭貸付けに該当し、継続して事業を営んで行われるものか否か。	完結		30/3~ 3/3	1	一岡松務官 堀川主査 鈴木実査官	東京地方3	R6.4.16	R6.12.18	棄却	東京高等21	R7.1.6	R7.7.3	棄却	最高一小	R7.7.14	R8.2.19	棄却	
広島	所得税	国(新見税 務局長)	原告は本件財団を通じて、本件外国会社を間接保有しており、本件外国法人の所得が原告に係る外国子会社合算税制の適用対象となるか否か	係属		29~30	2	菊島松務官 赤代専門官 港実査官 廣澤実査官	東京地方3	R6.4.22	R7.9.12	棄却	東京高等	R7.9.17							
関西	所得税	国(練税務 局長事務承 継者立川税 務局長再事 務承継者所 沢税務局長)	本件金員に係る雑所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額があるか否か	係属		28~1	1	金高松務官 土屋専門官 高山実査官	東京地方51	R6.4.18											
大阪	相続税	国(西尾税 務局長)	原告に係る相次相続控除額はいくらか(本人訴訟)	未確定		元	1	岡田松務官 牧瀬松務官 鍋田実査官 伊藤実査官	広島地方2	R6.5.6	R7.9.10	棄却	広島高等4	R7.9.23	R8.3.26	棄却					
名古屋	相続税	国(一言税 務局長)	原告が納付した本件相続税について国が保持することが不当利得に当たるか否か。(本人訴訟) (請求額:1,224,800円 仮執行宣言請求あり)	完結		25	1	辻主任松務官 竹田松務官 吉金実査官	名古屋地方9	R6.5.15	R6.12.5	棄却	名古屋高等2	R6.12.17	R7.5.14	棄却	最高三小	R7.5.27	R7.6.17	棄却	
金沢	所得税	国(小松税 務局長)	通則法に照して支払ったガソリン代等は、所得税法73条2項に規定する控除対象の医療費に該当するか否か。(本人訴訟)	完結		30~2	1	島田主任松務官 中村松務官 総田実査官	金沢地方	R6.5.8	R7.2.21	棄却	名古屋高等金沢支部1	R7.3.10	R7.8.20	棄却	最高二小	R7.11.28	R8.2.13	棄却	
東京	相続税	国(鎌倉税 務局長)	(1)亡父の妻が取得したアメリカ合衆国の「widow's benefits」を受給する権利(本件受給権)が「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」(相続税法9条1項6号)に該当して相続税の課税財産となるか否か。 (2)本件更正処分における本件受給権の評価額が正当であるか否か。	未確定		1	1	森田松務官 小池主査	東京地方3	R6.5.28	R8.2.25	棄却									
東京	所得税(源泉)	国(江東東 税務局長事務承 継者江 戸川北税務 局長)	相手側が、相手側名義の口座から出金した金員を、相手側代表者の先物取引口座に対して入金したこと(本件対象入金)は、相手側代表者に対する給与等(賃金)の支払に該当するか否か。具体的には、①相手側代表者に本件対象入金による所得(経済的利得)があるか否か。②本件対象入金による所得は、所得税法28条1項及び185条1項の「給与等」に該当するか否か。	係属		30/1~ 2/12	1	池内松務官 中園実査官	東京地方2	R6.5.31	R7.11.13	棄却	東京高等4	R7.11.27							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

原告	被告	争点	課税年次	争点番号	裁判所	審判長	控訴人	控訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果
熊本	所得税	国(熊本西署長)	推計課税の合理性	30~2	1	福岡地方3	熊本地方3		R6.5.30						
大阪	消費税	国(右京税務署長)	1 消費税の基準期間における仮装隠蔽行為が平成30年以降各課税期間の消費税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実について、「隠蔽又は仮装」に該当する事実があったか否か 2 審査請求後において、処分理由を差し替えて本件各再審査決定処分をしたことと行政手続法14条1項違反があるか否か(所得税)	28~4	1	京都地方3	京都市3		R7.2.10						
東京	所得税(譲渡)	国(品川税務署長事務課長兼日本橋税務署長)	(1)平成30年分の株式の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上、所得税法64条2項の保証債務の特例の適用があるか否か。 (2)令和2年分の株式の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上、所得税法64条2項の保証債務の特例の適用があるか否か。	30、2	1	東京地方38	東京地方38		R7.3.3						
東京	消費税	国(豊島税務署長)	(1)相手側が行った本件における金型品等の譲渡は、消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当するか否か。 (2)相手側に国税通則法68条1項に規定する事実の「隠蔽」又は「仮装」はあるか否か。 (3)本件の輸送場は消費税法8条7項に規定する「輸出品販売場」として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合に該当するか否か。 (4)本件における充当処分は適法か否か。 (5)本件における預金差押処分は適法か否か。 (6)本件における配当処分は適法か否か。	1/10~2/9、3/1~3/5	1	東京地方3	東京地方3		R7.1.24						
関信	消費税	国(瀬来税務署長)	処分行政庁の課税処分が無効であり、当該処分により納付した金員は過徴納金に該当するか。(請求金額:4,707,500円、仮執行宣言請求なし)	30/9	1	水戸地方1	水戸地方1		R7.3.13	R8.3.13	棄却				
東京	所得税	国(武蔵野税務署長)	子を保育所に通わせるために支払った保育料は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入できるか否か。	5	1	東京地方2	東京地方2		R7.2.25						
大阪	所得税	国(豊能税務署長)	納税者の子を保育所に通わせるために支払った本件保育料を雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべきか否か。	5	1	東京地方2	東京地方2		R7.2.25						
関信	消費税	国(東松山税務署長)	請負金額を増額する内容の変更覚書に基づく変更契約が成立し、当該変更覚書に基づく請負金額が課税額上に算入されるか。	3/3	1	東京地方38	東京地方38		R7.4.2						
関信	消費税	国(浦和税務署長)	処分行政庁の課税処分が無効であり、当該処分により納付した金員は過徴納金に該当するか。(請求金額:7,444,500円、仮執行宣言請求なし)	30/3.31/3	1	さいたま地方4	さいたま地方4		R7.3.11						
名古屋	消費税	国(名古屋中税務署長)	建物及び土地の一括譲渡に当たり、売買契約書において建物の代金及び土地の代金が区分されている場合に、消費税法施行令第45条第3項を適用することができるか否か。	30/3~4/3	1	名古屋地方9	名古屋地方9		R7.3.26						
福岡	消費税	国(南布税務署長事務課長兼福岡税務署長)	消費税法30条7項に規定する帳簿及び請求書等を保存している場合に該当するか否か(本人訴訟)	3/3~3/5、3/8	1	東京地方2	東京地方2		R7.1.15						
東京	法人税	国(越前税務署長)	米国に所在する相手側の外国関係会社4社は、租税特別措置法第66条の6第2項第2号イ(3)の要件を満たさず、特定外国関係会社に該当するか。	2/3、3/12	3	東京地方38	東京地方38		R7.4.30						
東京	所得税	国(川崎南税務署長)	(1)相手側の所得税等の計算上、相手側の国外に居住する親族に係る扶養控除の適用があるか否か。 (2)所得税法施行規則47条の2第6号は、所得税法120条3項及び同法施行令282条3項2号による委任の範囲を逸脱した規定であるか否か。	30~3	1	東京地方2	東京地方2		R7.2.27						
名古屋	相続税	国(千種税務署長)	本件払戻請求権は、本件相続税の課税価格に計上すべき相続財産であるか否か。	28	1	名古屋地方9	名古屋地方9		R7.5.1						
高松	相続税	国(鳴門税務署長)	課税漏れとされた相続人名義の定期貯金は、被相続人に帰属する相続財産か否か。	2	1	徳島地方2	徳島地方2		R7.4.9						
東京	贈与税	国(川崎南税務署長)	(1)法定相続人から相続分の贈与を受けて取得した財産について、贈与税が課されるか(国側)、相続税が課されるか(相手側)。 (2)事業贈の相手側は、相続税法18条1項及び同法19条の2第1項に規定する「配偶者」に該当するか否か。(相続税)	2	1	東京地方51	東京地方51		R7.4.30						

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

期	主税目等	原告等	被告等	経過	争点等	課税年度	処分番号	租税番号	裁判所	事件番号	第一審		控訴審		上訴審		結果	
											判決年月日	判決日等	裁判所	事件番号	判決年月日	判決日等		裁判所
東京	消費税		国(品川税務署長)	完結	本件課税期間について、簡易課税制度が適用されるか否か。(本人訴訟)	4/7	1	馬田松務官 佐藤主査	東京地方3		R7.9.23	R8.1.21	東京					
名古屋	法人税		国(名古屋西税務署長)	係属	本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。(消費税)	31/3~5/3	3	本井松務官 水谷実査官	東京地方38		R7.5.15							
名古屋	法人税		国(伊勢税務署長)	完結	本件訴えは過法な不服申立前題を経たといえるか否か。(本人訴訟)	29/3.31/3	1	森岡松務官 水野主査 和久田実査官	名古屋地方9		R7.3.31	R7.10.30	却下					
大阪	法人税		国(阿倍野税務署長)	係属	1 本件各確定申告書を提出できなかったことについて、過則法11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」が生じていたか否か。 2 本件各却下処分は租税公平主義又は信義則に反する違法があるか否か。(消費税)	4/6.5/6	1	高橋松務官 牧道総括主査 鎌田実査官 川上実査官	東京地方2		R7.5.23							
関係	相続税		国(行田税務署長)	係属	原告に、国税通則法88条2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。	30	1	鈴木松務官 長澤専門官 佐藤実査官	東京地方2		R7.4.17							
関係	国賠			完結	原告の無申告加算税及び延滞税が多額となったのは、国の立法不作為によるものとして、国賠法第1条第1項の損害賠償が認められるか否か。(本人訴訟、請求金額 88,200円、仮執行宣言請求あり)	-	-	杉森松務官 長澤専門官 沢里実査官	東京地方42		R7.4.8	R8.1.30	東京					
東京	消費税		国(神田税務署長)	係属	令和3年3月課税期間における課税仕入れに係る消費税額の控除について、簡易課税制度を適用すべきか否か。	3/3	1	嶋田松務官 柳澤実査官	東京地方51		R7.6.6							
札幌	法人税		国(札幌中税務署長)	係属	1 本件調査手続に各処分を取り消すべき違法があるか否か 2 各処分に係る理由附記に不備があるか否か 3 ある店舗に係る売上上げは、原告に帰属するか否か 4 本件青色取消処分及び本件各更正処分等は違法か否か。(消費税)	29/6~4/6	1	松浦松務官 後藤実査官	東京地方38		R7.6.5							
高松	所得税		国(高松税務署長)	係属	原告が取得した建物に係る「購入の代価」及び「課税仕入れに係る支払対価の額」について、土地及び建物の売買代金総額を「固定資産税評価額の比」により按分して算定する方法が合理的といえるか否か。(所得税)	29~3	1	大野松務官 多田実査官	東京地方2		R7.5.16							
福岡	消費税		国(長崎税務署長)	完結	長崎税務署長に対して、消費税納入時以降、納付した消費税等の額の還付を求め請求について被告過誤があるか否か(本人訴訟)	H2~R2	5	植田松務官 菊元実査官	長崎地方		R7.3.31	R7.11.25	却下					
東京	消費税		国(千葉南税務署長)	係属	相手側が行った居住用賃貸建物である本件建物に係る課税仕入れの税額について、改正法附則第44条第2項の経過措置に関する規定が適用されるか否か。(法人税)	3/2	1	池内松務官 久原実査官	東京地方38		R7.5.12							
東京	消費税		国(千葉南税務署長)	係属	相手側が行った居住用賃貸建物である本件建物に係る課税仕入れの税額について、改正法附則第44条第2項の経過措置に関する規定が適用されるか否か。(法人税)	3/2	1	池内松務官 久原実査官	東京地方38		R7.5.12							
東京	消費税		国(上野税務署長事務承継者江東東税務署長事務承継者東京上野税務署長)	係属	本件各取引に係る消費税額について、仕入税額控除が適用されるか否か。	31/3~3/12	1	植原松務官 廣川実査官	東京地方2		R7.4.9							
東京	法人税		国(品川税務署長、川崎西税務署長事務承継者品川税務署長、いわき税務署長事務承継者品川税務署長)	係属	(1) 本件各青色申告承認取消処分は、法人税法127条1項の規定に基づかない違法な処分であるか否か。 (2) 本件各確定申告書が提出期限内に提出されなかったことについて、過則法86条1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するか否か。	31/3~4/3	1	末安松務官 外山実査官	東京地方2		R7.4.28							
大阪	消費税		国(姫路税務署長)	未確定	本件金地金の購入に係る課税仕入れは原告に帰属するか。(本人訴訟)	5/10	1	清松務官 一穂総括主査 村尾実査官 中子実査官	神戸地方2		R7.7.1	R8.3.12	却下棄却					

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点		第一審		第二審		上告審		
裁判所	事件番号	審判年度	争点	裁判所	事件番号	審判年度	争点	裁判所	事件番号	
大阪	所得税	国(姫路税務署長)	未確定 本件寄宿舍営業の所得は原告に帰属するか。(本人訴訟)	30	1	清原松務官 徳山幹持主査 毛利実査官 久保実査官	神戸地方2	R7.7.1	R8.3.12	却下棄却
広島	国賠	国	未確定 原告が当局査察課に対して情報提供を行ったにもかかわらず、査察課が犯則調査を行わなかったことは、国賠法第1条第1項の損害賠償が認められるか否か(本人訴訟) 【請求額:1円、仮執行宣言請求あり】	-	5	菊島松務官 赤代専門官 港実査官 廣澤実査官	加治木簡易	R7.6.17	R8.3.18	棄却
東京	消費税	国(麻沢税務署長)	未確定 相手側が取得した各建物の課税仕入れに係る支払対価の額は、鑑定評価額比率又は固定資産税評価額比率のいずれにより算出すべきか	3/12	1	岩崎松務官 稲田実査官	東京地方3	R7.6.12		
大阪	相続税	国(芦屋税務署長)	未確定 本件更正処分等に重大かつ明白な違法があるか否か。(本人訴訟)	24	1	高橋松務官 牧瀬総括主査 鶴田実査官 伊藤実査官	神戸地方2	R7.7.23	R8.2.24	却下棄却
関西	所得税	国(湖東税務署長事務)	未確定 (1)青色申告の承認を取り消すべき事実(理由)があるか否か (2)推計課税の必要性があるか否か (3)推計の方法に合理性があるか否か(本人訴訟)	27~28	1	金高松務官 土屋専門官 高山実査官	東京地方38	R7.6.23		
広島	国賠	国	未確定 原告が提出した源泉徴収票不交付の届出書について、国賠法第1条第1項に規定する違法が認められるか否か(本人訴訟) (請求額:4,080,616円、仮執行宣言請求あり)	-	1	菊島松務官 赤代専門官 港実査官	岡山地方2	R7.7.7		
東京	法人税	国(四谷税務署長)	未確定 オランダに所在する相手側の外国関係会社は、租税特別措置法66条の6第2項2号イ(1)及びウ(2)の要件を満たさず、特定外国関係会社に該当するか	2/12~4/12	3	嶋田松務官 吉川実査官	東京地方38	R7.6.20		
広島	所得税	国(呉税務署長)	未確定 令和3年分住宅借入金等特別控除が認められるか否か	3	1	足立松務官 赤代専門官 堀本実査官 白鹿実査官	広島地方2	R7.6.27		
東京	消費税	国(柏税務署長)	未確定 ユーチューバーである相手側が行った電気通信利用業務の提供(動画の制作・投稿等)の提供先は、本件国外事業者(国外取引)又は本件国内事業者(国内取引)のいずれであるか	2/12	1	佐藤松務官 石田実査官	東京地方2	R7.7.2		
東京	所得税	国(麻布税務署長)	未確定 (1)却下処分理由の提示に不備があるか否か (2)国税通則法11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」により、令和2年分ないし同4年分の所得税の確定申告をその期限までにすることができなかったと認められるか否か	2~4	1	岩崎松務官 齋藤実査官	東京地方2	R7.7.14		
札幌	所得税	国(札幌北税務署長)	未確定 本件各更正請求は、更正の請求ができる期間内にされた適法な請求か否か。(本人訴訟)	28~30	1	松浦松務官 後藤実査官	札幌地方5	R7.7.18		
東京	法人税	国(目黒税務署長)	未確定 (1)相手側が相手側の代表者から各種情報の提供を受けたとして計上した研究開発費(本件各研究開発費)は、法人税法上の繰延資産に該当し、本件各研究開発費に係る償却費の額を損金の額に算入することができるか否か。また、本件各研究開発費の額は、消費税法上の課税仕入れに係る支払対価の額に含まれるか否か (2)本件において国家賠償法1条1項の違法が認められるか否か。(消費税)(本人訴訟) (請求金額:10万円、仮執行宣言請求あり)	2/3~4/3	1	池内松務官 中園実査官	東京地方38	R7.5.13	R8.1.16	却下棄却
大阪	所得税	国(北税務署長)	未確定 外国子会社社会税制の適用の可否(①居住者該当性、②特定外国子会社該当性、③適用対象金額を算出する際、他の特定外国子会社からの配当を控除すべきか否か)	30	2	村上(幸)松務官 徳山幹持主査 池谷実査官 久保実査官	大阪地方7	R7.9.9		
東京	所得税	国(菊池税務署長事務承継者江東西税務署長)	未確定 (1)総所得金額が過大であるとする更正の請求に対して、その更正をすべき理由がないとして行った通知処分は違法があるか否か (2)処分行政庁に更正の請求どおりに減額更正をする義務があるか否か。(本人訴訟)	28	1	佐藤松務官 伊藤実査官	熊本地方3	R6.7.12	R8.2.25	却下棄却
東京	消費税	国(東京上野税務署長)	未確定 相手側が、土地と一括で取得した建物の課税仕入れに係る支払対価の額は、固定資産税評価額の比によりあふんとして算出すべきか。	4/12	1	伊藤松務官 米田実査官	東京地方3	R7.9.12		

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

裁判所	主税目等	原告等	被告等	経過	争点等	課税年度	処分番号	担当官	裁判所	第一審		第二審		上告審		
										事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	事件番号	提訴年月日	判決日等
福岡	所得税		国(福岡税務署長)	完結	1 調査時における原告の納税地は住民登録地か否か 2 原告に通則法68条2項に規定する「隠蔽し、又は仮装」した事実があるか否か。 3 原処分庁の課税の算定根拠には疑義があるか否か。	30~4		福田松務官 菊元実査官	福岡地方1		R7.9.26	R7.10.2	移管			
東京	所得税		国(渋谷税務署長)	係属	株式会社渡辺契約の価額調整条項に基づき取得した価額調整金が、令和5年分所得税等の雑所得に該当するかどうか。	5	1	林松務官 入江実査官	東京地方3		R7.10.23					
名古屋	所得税		国(小牧税務署長)	係属	法定申告期限までに本件各確定申告書の提出がなかったことについて、通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるか。	1~4	1	本井松務官 水谷実査官	名古屋地方9		R7.9.30					
東京	所得税		国(芝税務署長)	未確定	(1) 原告の平成13年分の所得税の納付すべき税額637,800円及び延滞税の取消しを求める訴えにつき、取り消すべき処分があるか否か。 (2) 原告の平成13年分の所得税に係る無申告加算税の賦課決定処分(31,500円)の取消しを求める訴えにつき、訴訟要件を満たすか否か。 (本人訴訟)	13	1	佐藤松務官 中村実査官	東京地方38		R7.10.15	R8.3.10	却下			
福岡	法人税		国(香椎税務署長)	係属	(1)原告が本件各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入した外注費の金額のうち損金の額に算入されない金額があるか否か。 (2)原告が(1)で損金の額に算入した外注費の金額について、本件各課税期間における消費税の計算上、仕入税額控除が認められるか否か。 (3)原告に、通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装」した事実があったか否か。 (4)原告の平成30年12月期の帳簿書類について、法人税法121条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由があったか否か。	R3/3~ R4/3	1	田中松務官 宮野主査	福岡地方1		R7.10.17					
東京	相続税		国(荻窪税務署長)	完結	相手側に、国税通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装」に該当する事実があったか否か。 (本人訴訟)	3	1	森田松務官 佐野実査官	東京地方3		R7.10.8	R8.3.26	取下付			
大阪	所得税		国(福岡税務署長事務承継者東淀川署長)	完結	1 調査時における原告の納税地は住民登録地か否か 2 原告に通則法68条2項に規定する「隠蔽し、又は仮装」した事実があるか否か。 3 原処分庁の課税の算定根拠には疑義があるか否か。	H30~R4	1	友田松務官 徳山純祐主査 久保実査官 木山実査官	福岡地方1		R7.9.26	R8.1.15	移管			
名古屋	国賠		国	係属	富田林税務署長及び上野税務署長の行為に国賠法上違法となる行為があったか。 (請求額:15,460,019円 仮執行宣言請求なし)(本人訴訟)	-	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方7		R7.9.24					
関西	国賠		国	係属	本件税務調査によって原告らに損害が生じたか否か(請求額:9,560,194円 仮執行宣言請求あり)	-	1	宮地松務官 板垣主査 山本実査官	東京地方8		R7.11.19					
東京	相続税		国(練税務署長)	係属	租税特別措置法70条の6第1項に規定する居住地等についての相続税の納税猶予の特別の適用に当たり、相続開始から法定申告期限までの間に土地区画整理法の規定に基づき換地処分があった場合に、法定申告期限までに同法施行令40条の7第29項に規定する申請書(代替承認申請書)の提出が必要であるか否か。	4	1	出田主任松務官 松田実査官	横浜地方1		R7.11.11					
福岡	消費税		国(香椎税務署長)	係属	本件各仕入取引に係る消費税額について、仕入税額控除が認められるか (消費税法30条7項で規定される「法定帳簿書類」に記載された「氏名又は名称」は、真実の記載であることと要するか否か)	1/8~ 3/3	1	福田松務官 田中実査官	東京地方2		R7.11.19					
福岡	所得税		国(香椎税務署長)、 宇美町	係属	ドイツ年金収入に対し、日本とドイツで課税されるのは二重課税であり、所得税及び住民税の返還が認められるか否か(本人訴訟)	29~1	1	福田松務官 菊元実査官	福岡地方1		R7.10.17					
沖縄	消費税		国(那覇税務署長)	係属	原告が主張する標準経費の返還は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	31/3~ 4/3	3	廣瀬松務官 川清実査官 比嘉実査官	那覇地方2		R7.12.22					

